

令和2年度（2020年度）就学援助に係る特別事情の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少したことにより、経済的に生活が困窮され、就学が困難な児童生徒の保護者が就学援助費受給申請をした際は、就学援助の審査において特別事情として取扱います。

対象期間	令和2年（2020年）6月1日から令和3年（2021年）2月28日までの申請	
審査方法	給与証明書（給与明細書も可、申請月の前月以前の6か月分、写し可）にて、1年間の収入に換算したうえで、みなし所得を算定し、令和2年度（2020年度）就学援助認定基準額以下であれば、就学援助支給対象となります。自営業等で給与証明書が発行できない場合は、収入申告書（申請月の前月以前の6か月分の収入を申告）を提出してください。 なお、すでに令和2年度（2020年度）就学援助費受給申請書を提出され、前年分の所得が認定基準額を超過し否認定になった場合でも、上記の方法で再度申請することができます。	
手続き	既に就学援助費受給申請をしている場合	就学援助の審査中の際は、申立書及び給与証明書（給与明細書も可、申請月の前月以前の6か月分、写し可）、または収入申告書を申請場所へ提出 就学援助審査において所得超過で否認定となった場合は、あらためての申請が必要となります。申請書、申立書及び給与証明書（給与明細書も可、申請月の前月以前の6か月分、写し可）または収入申告書を申請場所へ提出
	これから就学援助費受給申請をする場合	申請書とともに、申立書、給与証明書（給与明細書も可、申請月の前月以前の6か月分、写し可）または収入申告書を申請場所へ提出
申請場所	対象の児童生徒が在籍している枚方市立小・中学校、教育委員会教育支援推進室（学事保健担当）、枚方市役所市民室総務担当（別館2階）、津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所	
その他	申立書、収入申告書は申請場所にて配布	

令和2年度（2020年度）就学援助認定世帯への特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響による経済的負担の軽減を図ることを目的に、令和2年度（2020年度）就学援助認定世帯を対象とした特別給付金を創設しました。支給金額は支給対象児童生徒1人あたり5万円です。なお、支給は1回限りです。

支給対象	令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）2月28日までに令和2年度（2020年度）就学援助費受給申請をされ認定となった世帯の就学援助費支給対象の児童生徒が対象です。 なお、就学援助費小学校入学準備金支給対象の就学予定者、生活保護受給世帯の児童生徒は対象となりません。
手続き	令和2年度（2020年度）就学援助費受給申請をされておれば、特別給付金の受給申請は不要です。就学援助認定通知に、特別給付金支給の案内を同封します。
支給日	令和2年度（2020年度）就学援助費受給申請が認定となれば、就学援助認定通知にて、支給日を通知します。 なお、就学援助費振込先を学校口座にされている場合は、事前に口座振込変更届を郵送します。提出のあった変更届の口座に振り込みます。変更届が提出期限を過ぎた場合は、特別給付金の支給が遅れます。

令和2年度（2020年度）就学援助認定世帯への臨時休業中における昼食費について

新型コロナウイルス感染症の影響による経済的負担の軽減を図ることを目的に、令和2年度（2020年度）就学援助認定世帯を対象に臨時休業中における昼食費を支給します。なお、支給は1回限りです。

支給対象	令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）2月28日までに令和2年度（2020年度）就学援助費受給申請をされ、認定となった世帯で4月分、5月分の就学援助費が支給対象の児童生徒が対象です。 なお、就学援助費小学校入学準備金支給対象の就学予定者、生活保護受給世帯の児童生徒は対象となりません。
手続き	令和2年度（2020年度）就学援助費受給申請をされておれば、昼食費の受給申請は不要です。就学援助認定通知に、昼食費支給の案内を同封します。
支給日	令和2年度（2020年度）就学援助費受給申請が認定となれば、就学援助認定通知にて、支給日を通知します。 なお、就学援助費振込先を学校口座にされている場合は、事前に口座振込変更届を郵送します。提出のあった変更届の口座に振り込みます。変更届が提出期限を過ぎた場合は、特別給付金の支給が遅れます。
支給金額	小学生（4月分1年生 2,530円、4月分2～6年生 3,220円、5月分 4,140円） 中学生（4月分 4,950円、5月分 5,940円） 4月分のみ認定の場合は4月分、5月分のみ認定の場合は5月分のみ支給します。（例：当初認定者で4月転出の場合は、4月分のみ認定、5月に枚方市に転入し就学援助認定となった場合は、5月分から認定。）

.....

令和2年度（2020年度）就学援助制度の学用品費等、新入学学用品費及び小中学校入学準備金増額

就学援助制度の支給対象となるもののうち、学用品費等、新入学学用品費及び小中学校入学準備金について増額することになりましたのでお知らせします。なお、令和2年（2020年）4月から配布させていただいています就学援助制度のしおりに記載しました金額は増額前の支給額を記載していますが、下記のとおり変更となりましたので、ご了承ください。ホームページでは支給額を変更しています。

※5月16日以降の途中申請について、これまでは申請された月から支給対象としていましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う国の「緊急事態宣言」発令を受け、令和2年度（2020年度）就学援助制度については、申請時期に関わらず、当面の間、認定者は4月分からの支給対象とします。他市町村からの転入者については、これまでどおり転入月から支給対象とします。特別事情による申請については、事実発生月からの支給対象を基本とします。

増額後の学用品費等、新入学学用品費と中学校入学準備金（支給額は年額）

	令和3年（2021年）4月就学予定者	小学校			中学校		
		1年生	2～5年生	6年生	1年生	2・3年生	
学用品費等	/	13,230円	15,500円		25,040円	27,310円	
新入学学用品費 （4月からの認定となれば対象）		51,060円 （入学準備金受給者には差額支給）	/			60,000円 （入学準備金受給者には差額支給）	/
入学準備金		51,060円	/		60,000円	/	

問い合わせ先

枚方市教育委員会 教育支援推進室（学事保健担当） 電話 050-7105-8044（直通）

枚方市車塚1丁目1番1号（輝きプラザきらら内）